

<h1>静岡市報</h1>	No. 23
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市健康増進法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・ 6
- 静岡市興行場法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市旅館業法等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 14
- 静岡市理容師法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市美容師法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市あさはた緑地交流広場条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・ 27

消防本部訓令

- 静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

規 則

静岡市規則第1号

静岡市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年1月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

静岡市健康増進法施行細則（平成16年静岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「当たり、」の次に「健康増進法（平成14年法律第103号）第11条第1項の規定により」を加え、同様式（注）3中「調査世帯の義務」を「調査への協力」に、「協力しなければなりません」を「協力をお願いします」に改める。

様式第9号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第2号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和3年1月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第102号）の施行期日は、令和3年1月20日とする。

静岡市規則第3号

静岡市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年1月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市興行場法施行細則の一部を改正する規則

静岡市興行場法施行細則（平成15年静岡市規則第142号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中「あて先」を「宛先」に、

「

備 考	
添付書類等	1 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し 2 案内図、建物配置見取図、各階平面図（縮尺100分の1以上）及び付近300m（仮設興行場の場合は200m）以内の見取図 3 新築の場合は、確認済証及び工事検査済証の写し 4 使用する土地建物が他人所有の場合は、借受契約書の写し又は承諾書

を

」

「

営業の譲受けの有無	
添付書類	1 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し 2 案内図、建物配置見取図、各階平面図（縮尺100分の1以上）及び付近300m（仮設興行場の場合は200m）以内の見取図 3 新築の場合は、確認済証及び工事検査済証の写し 4 使用する土地建物が他人所有の場合は、借受契約書の写し又は承諾書 5 営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けたこと

に

を証する書類

」

改め、同（表）（注）を削り、同様式（裏）中「いす席」を「椅子席」に改め、同（裏）（注）を次のように改める。

（注）

- 1 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
- 2 面積については、小数点以下2桁まで記入してください。
- 3 営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、「営業の種別」、「興行場の態様」及び「営業施設の内容」に記載すべき事項のうち変更がない事項に係る申請書の記載を省略することができます。

様式第2号（表）中「あて先」を「宛先」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市興行場法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市興行場法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第4号

静岡市旅館業法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年1月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市旅館業法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市旅館業法等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第143号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中

「

添付書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し 2 案内図、建物配置見取図、各階平面図（縮尺100分の1以上）及び付近300m以内の見取図 3 新築の場合は、確認済証及び工事検査済証の写し 4 旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設がおおむね100m以内の距離にあるときには、その距離を明示した地図 5 使用水が水道法に規定する水道の水の場合は、使用証明書、その他の場合は水質検査成績証明書 6 使用する土地建物が他人所有の場合は、借受契約書の写し又は承諾書
-------	--

を

」

「

旅館業の譲受けの有無	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し 2 案内図、建物配置見取図、各階平面図（縮尺100分の1以上）及び付近300m以内の見取図 3 新築の場合は、確認済証及び工事検査済証の写し 4 旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設がおおむね100m
------------	--

に

添付書類	<p>以内の距離にあるときには、その距離を明示した地図</p> <p>5 使用水が水道法に規定する水道の水の場合は使用証明書、その他の場合は水質検査成績証明書</p> <p>6 使用する土地建物が他人所有の場合は、借受契約書の写し又は承諾書</p> <p>7 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定に該当する場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p>
------	--

改め、同(表)(注)を削り、同様式(裏)(注)を次のように改める。

(注)

- 1 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
- 2 面積については、小数点以下2桁まで記入してください。
- 3 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定に該当する場合は、「営業の種別」、「旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨及び期間」及び「営業施設の内容」に係る申請書の記載を省略することができます。
- 4 旅館業法施行規則第1条第2項ただし書の規定に該当する場合は、添付書類2に掲げる図面の添付を省略することができます。

様式第2号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第8号中「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市旅館業法等の施行に関する規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市旅館業法等の施行に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第5号

静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年1月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第144号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中

「

営業の種別	
申請の区分	新 築 ・ 増 改 築 用 途 変 更 ・ 名 義 変 更
備 考	
添 付 書 類 等	1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し 2 案内図、建物配置見取図、各階平面図（縮尺100分の1以上）及び付近350m以内の見取図 3 新築の場合は、確認済証及び工事検査済証の写し 4 温泉又は薬湯を使用する場合は、その含有物質又は医薬品の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類 5 使用水が水道法に規定する水道の水の場合は使用証明書、その他の場合は水質検査成績証明書 6 使用する土地建物が他人所有の場合は、借受契約書の写し又は承諾書

を

「

公衆浴場の種類	
申請の区分	新 築 ・ 増 改 築

	用途変更・名義変更
浴場業の譲受けの有無	
添付書類	1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し 2 案内図、建物配置見取図、各階平面図（縮尺100分の1以上）及び付近350m以内の見取図 3 新築の場合は、確認済証及び工事検査済証の写し 4 温泉又は薬湯を使用する場合は、その含有物質又は医薬品の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類 5 使用水が水道法に規定する水道の水の場合は使用証明書、その他の場合は水質検査成績証明書 6 使用する土地建物が他人所有の場合は、借受契約書の写し又は承諾書 7 公衆浴場法施行規則第1条ただし書に該当する場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

に

改め、同（表）（注）を削り、同様式（裏）中「営業施設の内容」を「営業施設の構造設備」に、「かま場」を「釜場」に、「かまの種類」を「釜の種類」に改め、同（裏）（注）を次のように改める。

（注）

- 1 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
- 2 面積については、小数点以下2桁まで記入してください。
- 3 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定に該当する場合は、「公衆浴場の種類」、「営業施設の構造設備」及び「その他」に係る申請書の記載を省略することができます。

様式第2号（表）中

「

添付書類	(1) 戸籍謄本 (2) 相続人が2人以上ある場合は、営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類
------	---

- (3) 変更事項を証する書類（登記事項証明書等）
 (4) 公衆浴場営業許可証
 (5) 内容を明示する平面図等

を

- 添付書類 (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 (2) 相続人が2人以上ある場合は、営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類
 (3) 変更事項を証する書類（登記事項証明書等）
 (4) 公衆浴場営業許可証
 (5) 内容を明示する平面図等

に

改める。

様式第6号中「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第6号

静岡市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年1月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

静岡市クリーニング業法施行細則（平成15年静岡市規則第147号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条の第2項」を「第5条第2項」に、「洗たく物」を「洗濯物」に改める。

様式第1号（表）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、

「

従事者数	人（免許所持者を除く）	を
------	-------------	---

」

「

従事者数	人（免許所持者を除く。）	に、
------	--------------	----

」

「

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車検査証の写し 2 営業者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し 3 従事者中にクリーニング師のある場合は免許証の写し（書換えをしていないときは、戸籍抄本を添付すること。） 4 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称 (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 (3) 従事者数 (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名 	を
------	---	---

」

「

営業の譲受けの有 無	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車検査証の写し 2 営業者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し 3 従事者中にクリーニング師のある場合は、免許証の写し（書換えをしていないときは、戸籍抄本を添付すること。） 	
------------	--	--

」

添付書類	<p>4 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称</p> <p>(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号</p> <p>(3) 従事者数</p> <p>(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名</p> <p>5 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定に該当する場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p>	に
------	---	---

改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）

- 1 営業者氏名欄には、営業者が署名し、又は記名押印してください。ただし、営業者が法人の場合は、記名押印してください。
- 2 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定に該当する場合は、「営業区域」、「クリーニング師」、「従業者数」、「種別」及び「業務用車両の構造の概要」に係る届出書の記載並びに添付書類3に掲げる書面の添付を省略することができます。

様式第4号から様式第6号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市クリーニング業法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市クリーニング業法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを

調整して使用することができる。

静岡市規則第7号

静岡市理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年1月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市理容師法施行細則の一部を改正する規則

静岡市理容師法施行細則（平成15年静岡市規則第148号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中

「

理容師に、伝染性疾病等がある場合は、その理容師の氏名及び疾病名	氏名（ ） 疾病名（ ）	を
---------------------------------	--	---

」

「

理容師に結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病がある場合は、理容師の氏名及び疾病名	氏名（ ） 疾病名（ ）	に
--	--	---

」

改め、同様式（裏）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市理容師法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市理容師法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第8号

静岡市美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年1月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市美容師法施行細則の一部を改正する規則

静岡市美容師法施行細則（平成15年静岡市規則第149号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中

「

美容師に、伝染性疾病等がある場合は、その美容師の氏名及び疾病名	氏名（ ） 疾病名（ ）	を
---------------------------------	--	---

」

「

美容師に結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病がある場合は、美容師の氏名及び疾病名	氏名（ ） 疾病名（ ）	に
--	--	---

」

改め、同様式（裏）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市美容師法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市美容師法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第9号

静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年1月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市食品衛生法等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第150号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「		(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により 許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2年を経過しないこと。	有（内容） 無	を
」				
「		(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により 許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2年を経過しないこと。	有（内容） 無	に
営業の譲受 けの有無				」

改め、同様式（注）に次のように加える。

- 3 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書に該当する場合は、「営業設備の概要」に係る申請書及び別紙の記載並びに営業設備の構造を記載した図面の添付を省略することができます。

様式第6号（表）中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市食品衛生法等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第10号

静岡市あさはた緑地交流広場条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和3年2月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市あさはた緑地交流広場条例の施行期日を定める規則

静岡市あさはた緑地交流広場条例（令和2年静岡市条例第80号）の施行期日は、令和3年4月1日とする。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第1号

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月20日

静岡市消防長 海野雅夫

別表1 静岡市葵消防署の表消防署の項中「静岡市葵区追手町6番2号」を「静岡市葵区駿府町2番93号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。